

茨城労働局発表  
平成 26 年 5 月 30 日(金)

【照会先】  
茨城労働局総務部 労働保険徴収室  
室 長 久保田 三男  
室長補佐 米山 清三  
(代表電話)029(224)6211(内線 151)  
(直通電話)029(224)6213

## 労働保険（労災保険・雇用保険・一般拠出金）の 年度更新が始まります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっています。これが「年度更新」の手続きです。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を、毎年6月1日から7月10日までの間に行っていただくことになります。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがあります。

### 【申告期間】

平成 26 年 6 月 1 日(日)から 7 月 10 日(木)まで  
(ただし、今年度は、6 月 1 日が日曜日ですので、電子申請以外は、6 月 2 日(月)からとなります。)

労働保険年度更新申告書の到着は、5 月 31 日(土)を予定しています。

### 【提出先】

茨城労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。

また、7 月 8 日から 7 月 10 日においては、受理相談会を実施しております。

なお、申告書と同時に保険料を納付する場合には、日本銀行代理店、歳入代理店へ提出してください。

労働保険の更新は  
社員とその家族を守るという、経営者の宣言です。



平成26年度  
**労働保険の年度更新**  
労災保険・雇用保険  
**6月1日(日)～7月10日(木)**

- 年度更新申告書は5月末までに送付する予定です。
- 電子申請を是非ご利用ください。
- 労働保険は、口座振替納付が便利です。

厚生労働省 年度更新お知らせページ [年度更新](#) [検索](#)

厚生労働省 厚生労働省 総務局労働課・労働基準監督署・社会保険庁  
【〒100-8501】東京都千代田区千代田1-1-1 厚生労働省労働政策本庁舎  
www.mhlw.go.jp

## 年度更新申告書受理相談会について

年度更新申告書受理相談会をご利用ください。なお、相談に当たり、賃金集計表や一括有期事業報告書を事前に作成・持参していただければ、迅速に対応することができます。

年度更新申告書受理相談会の日程は次のとおりです。詳細は、各労働基準監督署にお問い合わせください。

管 轄 監督署	開催日：7月			時 間	会 場
	8(火)	9(水)	10(木)		
水 戸	○	○	○	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター本館研修室 A41(水戸市水府町 864-4)
	○			9:30～16:00	常陸太田市商工会大会議室(常陸太田市中城町 3210)
		○		10:00～16:00	大子町立中央公民館第1研修室(久慈郡大子町大字池田 2669)
			○	9:30～16:00	常陸大宮市文化センター会議室1(常陸大宮市中富町 3135-6)
日 立	○	○	○	9:00～16:00	日立労働基準監督署会議室
			○	9:30～15:30	ハローワーク高萩会議室(高萩市本町 4-8-5)
土 浦	○	○	○	10:00～16:00	ワークヒル土浦[土浦市勤労者総合福祉センター]研修室1(土浦市木田余東台 4-1-1)
			○	10:00～16:00	小美玉市四季文化会館(みの〜れ)風のホール(小美玉市部室 1069)
筑 西	○	○	○	9:00～16:00	築西労働基準監督署会議室
古 河	○	○	○	9:00～16:00	古河労働基準監督署2階会議室
常 総	○	○	○	9:00～16:00	常総労働基準監督署会議室
龍ヶ崎	○	○	○	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署1階会議室
鹿 嶋	○	○	○	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署2階会議室

## 年度更新業務の一部の外部委託について

年度更新業務のうち、年度更新申告書等関係書類の送付及び年度更新申告書の審査等業務の一部を、民間事業者へ委託しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合、民間事業者から電話連絡があります。

## 労働保険料等の口座振替制度について

口座振替制度は、あらかじめ届け出が必要になりますが、口座振替の納付日に、届け出いただいた口座から労働保険料を引き落とし納付する制度です。

金融機関に出向くことなく労働保険料が納付できること、一度手続きを行えば継続して口座振替で納付できること、手数料がかからないこと等のメリットがありますので、ご利用ください。

申込書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、茨城労働局の窓口でお配りしています。

納期	第1期	第2期 ※1	第3期 ※1
口座振替申込期限	平成 26 年 2 月 20 日	平成 26 年 8 月 14 日	平成 27 年 10 月 14 日
口座振替納付日	平成 26 年 9 月 8 日	平成 26 年 11 月 14 日	平成 27 年 2 月 16 日
口座振替を利用しない場合の納期限	平成 26 年 7 月 10 日	平成 26 年 10 月 31 日	平成 27 年 2 月 2 日

※1…第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

## 電子申請について

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

行政機関の窓口に出向くことなく、自宅や会社から申請・届出ができ、複数の窓口をまわらなければならない時でも、自宅や職場のパソコンから手続することができる等のメリットがあります。

詳しくは、電子政府の総合窓口「e-Gov」のホームページをご覧ください。

<http://www.e-gov.go.jp/>

## 一般拠出金の改正について

平成 26 年 4 月 1 日より、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率が改正されました。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒ 「厚生労働省 労働保険年度更新に係るお知らせ」で検索！

お支払いただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

## 労災保険料

### 労災保険給付等

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

### 社会復帰促進等事業

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、3つの事業を行っています。

1. 社会復帰促進事業
2. 被災労働者等援護事業
3. 安全衛生確保等事業

## 雇用保険料

### 失業等給付

①労働者が失業した場合、②労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、③労働者が自ら教育訓練を受けた場合に生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

### 雇用保険二事業

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発を図るための事業を行っています。

たとえば、雇用維持のための事業主に対する助成金の支給、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。